

教育委員会提出議案

第27号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則

第29条の3第2項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（説 明）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、育児参加休暇の対象期間について所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（育児参加休暇）</p> <p>第29条の3 育児参加休暇は、職員がその配偶者等の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。</p> <p>2 育児参加休暇は、職員の配偶者等の出産の日の翌日から当該出産の日<u>後8週間</u>を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者等と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者等の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日<u>後8週間</u>を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3～7 （略）</p>	<p>（育児参加休暇）</p> <p>第29条の3 育児参加休暇は、職員がその配偶者等の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。</p> <p>2 育児参加休暇は、職員の配偶者等の出産の日の翌日から当該出産の日<u>以後1年</u>を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者等と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者等の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日<u>以後1年</u>を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3～7 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和4年10月1日から施行する。</u></p>